

「エスプロカルブ」、「フェンメディファム」及び「フサライド」の食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づく食品健康影響評価について

令和 5 年 3 月 28 日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 3 条第 1 項の登録を受けている農薬については、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき再評価を受けることとされており、再評価においては、同法第 8 条第 4 項の規定に基づき最新の科学的知見に照らして農薬の安全性その他の品質に関する審査を行うこととされている。

今般、下記の有効成分を含む農薬の再評価を行うに当たって、最新の科学的知見に照らして食品の安全性を確保する必要があるため、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請するものである。

食品健康影響評価を要請する農薬の概要は、別添のとおりである。

なお、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）における食品中の残留基準を変更する必要がある場合には、別途厚生労働省より、食品安全基本法第 24 条第 1 項第 1 号に基づく評価要請が行われることとなる。

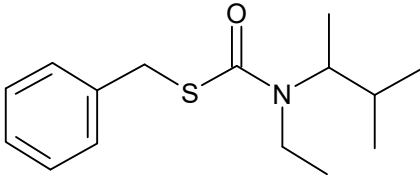
1. エスプロカルブ
2. フェンメディファム
3. フサライド

エスプロカルブ

1. 今回の評価要請の経緯

令和4年6月10日～6月29日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	エスプロカルブ (Esprocarb)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	除草活性を有するチオカーバメート系化合物であり、超長鎖脂肪酸の生合成を阻害することで、細胞分裂を阻害すると考えられている。 (HRAC分類：15)	
日本における登録状況	初回登録年	1988年
	登録農薬数	6
	適用作物	稲、麦類
	使用方法	湛水散布、全面土壌散布
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	欧州、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成15年 7月 1日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成19年 9月13日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成20年 1月17日 食品健康影響評価結果を通知 【2】 平成21年 1月20日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成21年 5月14日 食品健康影響評価結果を通知 【3】 平成23年 6月8日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成24年 2月23日 食品健康影響評価結果を通知 ADI = 0.01 mg/kg 体重/day	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

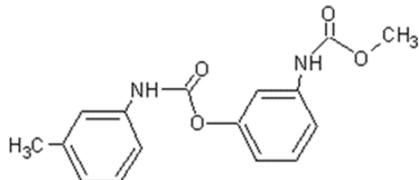
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェンメディファム

1. 今回の評価要請の経緯

令和4年6月22日～6月29日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	フェンメディファム (Phenmedipham)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機作	フェニルカーバメート系の除草剤であり、茎葉処理で植物体内に吸収され光合成（光化学系Ⅱ）を阻害することによって殺草活性を示す。 (HRAC分類：5)	
日本における登録状況	初回登録年	1969年
	登録農薬数	6
	適用作物	てんさい、とうき等
	使用方法	雑草茎葉散布又は全面散布
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	米国：てんさい、ハウレンソウ等 カナダ：てんさい等 欧州：チャービル、ビーツ等 豪州：チャード、ビーツ等 ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】 平成25年 8月19日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成26年 3月20日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼 平成27年 3月24日 食品健康影響評価結果を通知 ADI =0.046 mg/kg体重/day ARfD=設定不要	

HRAC：除草剤抵抗性対策委員会

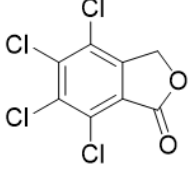
JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フサライド

1. 今回の評価要請の経緯

令和4年6月2日～6月29日に、再評価を受けるべき者から提出された農薬取締法第8条第3項に基づく試験成績等を受理

2. 評価要請物質の概要

名称	フサライド (Fthalide)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機作	いもち病菌の付着器でのメラニン整合性を阻害することで、宿主侵入を妨害することにより作用を示すものと考えられている。 (FRAC分類：16.1)	
日本における登録状況	初回登録年	1975年
	登録農薬数	53
	適用作物	稲
	使用方法	散布等
国際機関、海外の状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	欧州、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	平成24年 8月21日 厚生労働大臣が食品健康影響評価を依頼	

FRAC：殺菌剤抵抗性対策委員会

JMPR：FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議